

五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 五島列島を訪れる観光客向けの着地型ツアーを企画・販売する地元観光協会や地場旅行業者(以下「観光協会等」という。)に対し、予算の範囲内において、情報発信に係る補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象及び対象経費)

第2条 補助の対象となる事業は、観光協会等が販売する募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品(以下「着地型ツアー」という。)のうち、五島市及び新上五島町、小値賀町(以下「3市町」という。)を発着とするもので、別表第1に掲げる体験・着地型ツアー又は会長が認めるものに限るものとし、企画開発費(着地型ツアーの企画や販売等に係る情報発信経費)に係る補助金とする。

2 補助事業者となる観光協会等とは、3市町の各観光協会及び旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた者で3市町内に本店が登記されている旅行者であること、または3市町外の旅行会社(登記簿上、本社の住所が3市町外になっている企業をいう。)で、3市町内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している旅行者であり、かつ、過去5年間において、別表1に掲げる体験・着地型ツアーの造成・販売実績がある者とする。

3 本事業の対象となる着地型ツアーは、原則として、交付決定日以降に開始し、同年度2月末までに終了するものとする。

4 企画開発費は、着地型ツアーの参加者数に500円を乗じた額とする。

5 第1項に規定する着地型ツアーの中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。

- (1) 既に他の自治体等からの助成を受けて販売しているもの
ただし、会長が適当と認めるものを除く
- (2) ツアー催行の実現性が低いと判断されるもの
- (3) その他、会長が不適当と認めるもの

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に従い、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 実施計画書<別記1>
- (2) 行程表やパンフレット等内容がわかる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定額の通知)

第4条 会長は、観光協会等から提出された書類の内容を審査し、補助金を交付すべきもの

と認めたときは、予算の範囲内において補助事業者に交付決定通知書により交付決定額を通知する。

(交付の変更申請)

第 5 条 補助金交付決定額通知後に、補助事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書 (様式第 2 号) 及び変更計画書 < 別記 2 > に関係書類を添付し、会長に提出し審査を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助対象となる着地型ツアーの追加又は中止
- (3) 補助金額の増
- (4) その他事情の変更により、特別な事由が生じたため、事業計画の大幅な変更が生じた場合

(実績報告)

第 6 条 補助事業者は、対象事業の完了した日から 30 日を経過した日または 3 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書 (様式第 3 号) に従い、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書 < 別記 3 >
- (2) 旅行商品ごとのパンフレット等 (最終行程がわかるものの原本)
- (3) ツアー催行実績・参加者数等が証明できる書類
- (4) 情報発信実施状況確認書 < 別記 4 >
- (5) 参加者アンケート集計結果
- (6) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、提出された書類が規定に合致するか確認を行った結果、適正と認めた場合は、交付額確定通知書 (様式第 4 号) により交付額の確定通知を行うものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 前条の規定により、確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書 (様式第 5 号) を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 会長は、適正な請求書を受理した日から、30 日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第 9 条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。

- (2) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかにも該当する者であってはならない。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 補助事業者は、前項の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第10条 会長は、必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。
2 前項の命令を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに、遅延なく補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(摘要)

この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1(第2条関係)

交付対象事業	対象となる体験・着地型ツアー	補助額
着地型ツアー情報発信支援事業	<p>五島市、新上五島町、小値賀町を発着とする以下の体験・観光コンテンツを組み込んだツアーで申請者自らにおいて企画商品の情報発信をおこなう下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none">・観光ガイドが案内する「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を巡るツアー・星空ガイドが案内する星空観察ツアー・観光ガイドが案内するまち歩きツアー・釣り体験を組み込んだツアー・神楽等伝統芸能の披露・体験を組み込んだツアー・その他、滞在型観光の促進を図るため、会長が特に必要と認める体験・着地型ツアー	予算の範囲内

様式第 1 号

五列協第 号
年 月 日

五島列島おもてなし協議会 会長 様

申請者 旅行業登録番号
住 所
氏 名 印

五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業
補助金交付申請書

年度において、五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金
円を交付されるよう、五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事
業補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 実施計画書<別記 1 >
- 2 行程表やパンフレット等内容がわかる書類
- 3 その他会長が必要と認める書類

様式第 2 号

五列協第 号
年 月 日

五島列島おもてなし協議会 会長 様

申請者 旅行業登録番号
住 所
氏 名 印

五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業
計画変更承認申請書

年 月 日付 五列協第 号で交付決定の通知があった五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

変更内容の詳細がわかるものを添付すること。

(注) 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式により作成し、当該変更部分については、変更後の内容の上段に、変更前の内容を()書きで記載すること。

五島列島おもてなし協議会 会長 様

申請者 旅行業登録番号
住 所
氏 名 印

五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業
補助金実績報告書(年 月 ~ 年 月分)

年 月 日付 五列協第 号で交付決定の通知があった五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金について、五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書<別記3>
- 2 旅行商品ごとのパンフレット等(最終行程がわかるものの原本)
- 3 ツアー催行実績・参加者数等が証明できる書類
- 4 情報発信実施状況確認書<別記4>
- 5 参加者アンケート集計結果
- 6 その他会長が必要と認める書類

住所
氏名

五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業
補助金交付額確定通知書

年 月 日付 五列協第 号で実績報告のあった
年度五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金について、五島列島
おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に
より、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

五島列島おもてなし協議会
会長

印

記

交付決定額 金 円

交付確定額 金 円

様式第5号

五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業
補助金交付請求書

金 円

年 月 日付 五列協第 号で補助金交付額の確定通知があった五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、五島列島おもてなし協議会着地型ツアー情報発信支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、請求します。

年 月 日

五島列島おもてなし協議会 会長 様

住 所
氏 名 印

【振込口座】

名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入して下さい。
(正確に記入していないと、支払いができない場合があります)